

関西労災職業病 8月号

(通巻第88号)

関西労働者安全センター 1981.8.20 発行

大阪市大淀区本庄東3-10-11三和ビル22号室

☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742

100円



● **主張**

全港湾大阪支部安全衛生委員会委員長 登壇

●祝・松浦診療所開設5周年……………

●闘いの中から……………

☆合化労連昭和電極労組/神戸労務局長 登壇

●'81フィールド合宿……………

医学生・学生運動を更に発展させよう

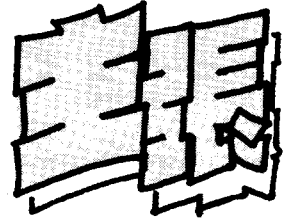
—————フィールド合宿報告委員

●連載/80年代医療の動向と我々の任務(第六回)…………… 9

労災職業病研究会/松浦良和

●前線から(ニュース)…………… 12





阿部野労基署の反動行政を

大衆的に打ち破ろう！

全港湾関西地方大阪支部 安全衛生委員 会長 登義一（釜ヶ崎事務所 局長）

大阪阿倍野労基署は、この間相次いで労働者の利益に反する決定を行った。全金の一労働者の腰痛治療費問題に対して、従来労基署自体が勤めてきていた請求方法（業務上外決定のために健保扱いの際支払った初診療を請求するというもの）を勝手に破棄し、当該労組には何の相談もなく、申請直後に不支給決定を行ったのがことの始りである。次は同じく全金の頸肩腕障害被災者の労災申請に際し、いきなり受診命令をかけ、これを受けさせたこと、更に、全港湾大阪支部阪上港運分会のいかだ労働者の脳血栓症について「業務外」認定を下したのである。そして八月初旬には、建設支部名村分会の安田氏のマンガン中毒症について、休業補

償請求を不支給としたのである。これも当該労組との話し合いを全く無視したものであった。名村分会の問題についてみれば、労基署は、安田氏は「軽労働可」の診断書に基いて、企業から休業手当を受取っていたのだから、「療養のため休業が必要な状態」とは認められないと言っている。しかし、安田氏は最初から労災であると主張しており、二年間も「私病扱い」された責任の大半は労基署にあるのである。安田氏は傷病手当では生活できないから働かせよと主張したのであって、これをもつて「働けるので休業補償不要」というのはいかにも乱暴な議論としかいえない。

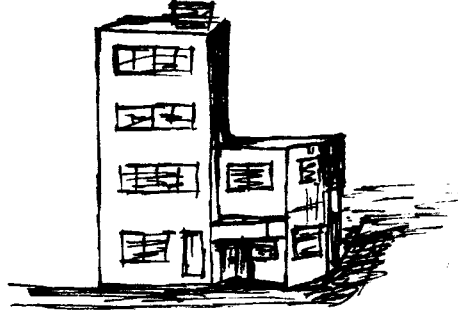
署の反労働者姿勢のみが目立っているが、折りからの「行政改革」問題などと併せて、このような事態を放置しておけば、労働行政は「労働者のため」でなく「資本、国家のため」ものと容易に居直らせてしまうであろう。我々が労働行政に対してある程度「対等に」ものが言えるのは、これまでの何年にもわたる厳しい、粘り強い大衆的な闘いの成果以外何ものでもない。このような基本的観点から我々は再度行政との闘いを強めねばならない状態にきていることを認識せねばならない。阿倍野労基署の反労働者の対応を安全センターに結集する全ての労働者、被災者の力で打ち砕いていこう。

現在のところ大阪では阿倍野労基

診療所開設

祝

5周年



南労会松浦診療所は、この八月一日で開設五周年を迎え、去る二十二日には記念集会在約六十名の参加で盛大に行われた。

七六年、南大阪を中心とした労災職業病闘争の高まりの中で南大阪労働者診療所としてスタートした。当時は七名のスタッフで針灸部も持ち、以降スタッフも増え充実した医療機

関に成長し、闘いの拠点診療所としての役割を大きく果してきている。中でも七八年には、健診部を設置し、七九年には法人化を勝ち取り、闘いの発展へと土台をかためている。様々な困難を打ち破ってきた五年間であったが、それらを所内外で支えてきた幾人かに挨拶の言葉をお願いした。

全港湾、安全センター、そして労働研の医師グループ等の努力で南大阪労働者診療所が建設されて既に五年が経過し、現在では、地域の労働者の生命と健康を守る医療拠点としての内容を質量ともに備えるまでに発展してきていると思います。その間には所内職員の一部に誤った傾向が生じたりしたこともありましたが、それを克服するごとに職員の団結も強まってきていると確信しています。健保改悪、労災保険改悪、そして労働行政の露骨な反動化問題など状況は決して樂觀を許しません。委員会は結集する各労組、団体、及び診療所職員の固いスクラムで、より充実発展させるべく奮闘する決意であります。

南労会運営委員会
委員長
橋井美信

五年前数人のメンバーでスタートした頃には、現在の診療所の姿は想像もつきませんでした。針灸治療を担当して五年になるわけですが、これまで手にした針は約一万五千本(?)ということは別にしても、多くのことを学んできたように思います。

中でも労働者針灸学習会の取り組みは今年で七回を数えますが、初心を忘れることなく増々がんばってゆきたいと思っています。これからもよろしく。

健診部発足三年、作業環境測定機関登録より一年半!五十余の組合、のべ三千三百余名の健診、環境調査!疾病の早期発見から健康管理、予防まで!対象の増大と規模の拡大、内容の多様化!生命と健康を守る労組の闘いに私たちの活動が本当に武器になり得ているかどうか。自らに反省と飛躍を課す時期を迎えています。

健診部 渡辺充春さん

針灸師 佐藤敏則さん

5周年 心とこころ

事務長 若杉正樹さん

医師 松浦良和さん

診療所設立以来、五年を過ぎ、一歩一歩充実した医療体制になってきました。それらのことは、診療所職員ならびに運営委員会や様々な人々の協力によってなされてきたことと思います。その中で感じたことは、何事をするにも要は団結であると思っています。今後、より一層団結を強め、頑張っていきたいと思っています。

五年の年輪は額にあらわれているというのが大方の一致したみかたでしょう。五年間は過ぎてみればまたたく間だったようにも思いますが、その一つ一つを思い出せば、この小さな診療所の中で、よくこれだけ次から次へと休む間もなく様々なできごとが起ったことに改めて驚いています。初心を忘れず一から出直すつもりで頑張りたいと思っています。

昭和電極じん肺訴訟

第一次訴訟勝利和解にあたって

合化労連昭和電極労組 井上広三郎

企業責任追求の

裁判闘争

勝利の和解

いのちと健康を守るため、職業病の防止、被災者の救済と併せて発生

責任追及の職業病裁判闘争をり患者七名を原告に昭和四九年十月、神戸地裁に提訴、審理のなかで会社（被告）は、原告以外被災者は軽症と主張するので、被害立証を含めた八名の原告追加を行なって争って来ました。五四年十月二五日判決で、これまで

企業が職場環境衛生管理上適応すべく債務不履行があったこと、同地裁はこれを認め九千万余の支払いを命じました。然し、遺族一名に対し退職後十年の時効を理由に棄却となりました。即に時効の取り消しの控訴を決め、会社の仮執行停止準備前に京都工場の原料を差押え（担保を要しない）三千九百万円を確保し、共に付帯

控訴で対応し大阪高裁へと移行審理が続けられていた。が原告の病状悪化の状況から早期解決に裁判長もこれを進め和解が成立し、五六年七月十一日、昭和電極企業は、疾病と加害の因果関係を認め、総じて七千五百七十万の慰謝料を支払うことになり、全原告者が救済される和解々決で第一次じん肺訴訟を收拾しました。

専門家との協力で

会社側反証を粉砕

さらなる闘いを

八年間にわたるこの職業病闘争は医師選択の自由の取りくみから始まり、組合自主検診での職業病隠しの告発、また労災申請を行うとともに被災死亡者の剖検、退職者の追跡調査を行ない、り患と職業性の関係を疫学的にも鮮明にしてみました。また、発生職場の環境実態と汚染の側面に鑑定人を申し立て、裁判官立検

の下で阪大の諸医師団と弁護士との協力を得て抜き打的に証拠保全を確保した。これらは、後の公判で有力な勝因となる証拠となった。他方、会社は職業病隠しに奔走し、精密検診の対抗、労災申請の嫌がらせ、退職の強要、そして同盟組合を利用して、倒産の不安を吹聴した。また、取り組みを妨害し、活動者のデッチ上げ、不当首切りを強行、組織壊滅を企て、闘争と職業病のまつ殺を計った。公判で被告証人は、ガンにり病するとは承知していた、不安を与えるから労働者に知らせる必要はない、不安があれば退職すればよかった、自らの不潔で招いた結果だ、原告以外のじん肺所見者は健康である、高値の治療薬は企業の理念に反するので、安値の薬を用いた、等々の証言を行った。また、今日の会社指定医は黒鉛肺は軽症で、運動すれば治ると、科学的に全く根拠のない数値を表し、医師としてあるまじき企業の弁明を行い、自らが資本の手先きであることの本性を暴露した。このような私

たちの職業病裁判闘争は、合化労連を中心として地域の仲間の物心両面の支えと、多くの諸医学者、法律専門家の大同結集によって反証を粉碎し、はね返し闘ってきただけに、最も意義深い勝利と 생각합니다。また、第二次肺ガン訴訟も審理を終え十月三十日判決を迎えます。最後に、職業病は労働者の健康と生命を深く侵触するが故に、補償されたからといって元に健康が回復するわけでもなく、現実に和解直後、ガンのためまた一人死亡に至った。職場ではじん肺の発症が後を絶たない。努力すれども空しさが先に立ち、ぬぐい去ることは出来ない。しかし、あきらめることはしない。労働者のために犠牲者は多くの教訓を資料で残してくれた。

昭和電極しん肺和解事件

和解調書の全文

しん肺訴訟の全国初の集団和解と注目された昭和電極しん肺事件（以下既報のよう）に七月十一日に和解文書が取りかわされ解決しました。和解文書が入手できまして、和解調書の全文と第一審判決の要旨を掲載します。

和解調書

▽期日

昭和五十年七月十二日午前十時三十分

▽場所

大阪高等裁判所第十民事部和解室

▽手続の要領等

左記のとおり和解成立

▽請求の表示

請求の趣旨並びに原因は原判決（神戸地裁尼崎支部、昭和四十九年ワ第四三六号、同五十年ワ第七八号損害賠償請求事件）事案揭示のとおりであるからこれを引用する。

▽和解事項

一 第一審被告は第一審原告らに対し、第一審原告らが就業により罹患した事実に対する慰謝料として仮執行による既払額（合計三、九二〇万円）のほか、三、六五〇万円の支払義務のあることを認める。

二 第一審被告は第一審原告らに対し第一項の三、六五〇万円を昭和五十年八月二十日限り第一審原告ら代理人弁護士藤原清吾（神戸第一法律事務所）へ持参または送金して支払う。

三 第二審原告らはその余の請求を放棄する。

四 第一審原告らと第一審被告との間において本件について右のほか一切の債権・債務関係のないことを確認する。

五 訴訟費用は第一、二審を通じて各自弁する。

六 第一審原告らは、第一審被告が昭和五十四年（ウ）第七九四号強制執行停止申請事件について提供した担保の取消に同意し、その担保取消決定に対する抗告権を放棄する。

▽当事者の表示

第一審原告 昭和電極株式会社

第一審被告 和山電機ほか

【参考】第一審判決要旨

▽主文

一 被告は、

- 1 原告和山電機、同金谷又一に対し各金二一八万円、同西野石松に対し各金三九六万円、同藤井留、同阪田文雄に対し各金九七万円、同藤原雄、同藤原昭吉に対し各金一九八万円、およびそれぞれにつき、昭和四十九年一月二十九日から支払済み、年五分の割合による金額を支払え。

2 原告山内清、同井上勢雄、

同谷岡正恵に対し各金二一八万円、同古賀正行に対し各金八九万円、同横山進、同松浦照太郎に対し各金二九七万円、同向井太建三に対し各金一九八万円、およびそれぞれにつき、昭和五十年三月九日から支払済み、年五分の割合による金額を支払え。

二 原告浜田綾子の請求およびその他の原告らその他の請求は、いずれもこれを棄却する。

三 訴訟費用中、原告浜田綾子と被告間に生じた分は同原告の負担とし、その他の原告らと被告間に生じた分は被告の負担とする。

四 この判決は、原告和山電機、同金谷又一、同山内清、同井上勢雄、同谷岡正恵の各勝訴部分中、いずれも内金五〇〇万円については無担保で、その余金員については各金三二〇万円の担保を供すること、同西野石松の勝訴部分中、

金一九〇万円については無担保で、その余金員については各金七〇万円の担保を供すること、同藤井留吉、同阪田文雄、同横山進、同松浦照太郎の各勝訴部分中、いずれも内金二四〇万円については無担保で、その余金員については各金五〇万円の担保を供すること、同藤原雄、同藤原昭吉、同向井太建三の各勝訴部分中、いずれも内金九〇万円については無担保で、その余金員については各金三〇万円の担保を供すること、それぞれ仮に執行することである。

執行することである。

▽帰責事由

1 労働契約のもとでは、使用者は労働者に対し、労働の場所、手段等を提供するに伴い、その一般的前提として、労働が安全および衛生の保持された状態のもとで行われるよう配慮し、労働者の生命、健康等を保護すべき義務を負っているものであり、右のような安全衛生義務は労働契約の付随義務として当事者間の信義則上是認されるべきである。そして、かかる安全衛生義務の具体的内容は、法令に根拠を有する場合のみならず、該労働の環境、その危険および有害の現実的状况に応じて必要な措置をとるべき義務が当然に要請されるものといわなければならない。この点から被告会社は前記労働契約上の安全衛生義務を懈怠したものであるといわなければならない。

2 被告は、安全衛生措置を講じた上で、帰責事由はない旨主張するが、検討したところ被告の程度の措置では、加害原因に対する基本的、根本的措置を欠いたことになり、結果回避義務を尽したものとはいえないから、被告の帰責事由がないとはいえず、被告の主張は採用することができない。

▽因果関係

被告は、前記各工場の作業環境と原告らの前記罹病との間に相関因果関係がない旨主張するが、諸事象から原告らの前記罹病特

の罹患につき前記の因果関係を否定するものとならないことが明らかであり、右因果関係を否定する特段の事由あることは認められるに足りない。

▽損害

被告は前記債務の不完全履行による原告らに被らせた損害を賠償すべき義務がある。ところで、原告らと、財産的、精神的損害を総合した非財産的損害を慰謝料として請求する旨主張するが、かかる損害の包括請求については、人身損害をのみ職業病としての特質を考慮しても、請求者の既判力の範囲を不明確にすることは他の一般の損害賠償請求との比較において明かであり、当裁判府の採らないこととする。

▽その他

1 被告は、原告の前記職業病の疾病については、労働者災害補償保険法に基き補償せられるから、労働基準法四十九条により本件損害賠償についても責任を免れる旨主張するが、本件損害は慰謝料であって、慰謝料は同条二項の損害賠償には含まれないものと解するのを相当とすることから、被告の右主張は採用することができない。

2 原告浜田は、被告が消滅時効を援用するところには権利の乱用として許されない旨主張するが、被告の損害賠償権は五十年五月三〇日に消滅したものであるべきである。

81南大阪労働フィールド合宿

7月22日～25日 成功す!

労働者の闘いに結びつく

医学生学生運動の更なる発展を

南大阪労働フィールド合宿実行委員会

八一年南大阪労働フィールド合宿は各地の大学サークルから約四十名の参加者を集め、二二日から二五日にかけて行った。学生の労組訪問を主な内容とするこのめずらしい取り組みは、松浦診療所開設準備期に始まって以来八回を数え、全国的に注目されると同時に、参加者の参加目的も多様になってきている。したがって今年も、これまで比較的ボヤけてきていたとも言えるフィールド合宿の位置付けについて事前に討論のための実行委を行いながら準備活動を進めてきた。「呼びかけ文」では次のように目的を定めている。

「第一点は、診療所活動についてというところで、この合宿の母体となる南大阪労働者診療所が南大阪の労働運動の状況の中で、どのような必要性に基づいて設けられ、実際にどのような役割を果たしてきたのか、そして、既存の市中病院、診療所とどのように異なる医療を実践しているのかという点を中心に、ひいては労働者のための医療はどのようにすれば

おもなスケジュール

22日 講演

- 松浦良和氏(等職研)
- 要宏輝氏(全全大阪地本)

23日 24日 労組訪問

25日 総括討論

講演

- 田代 実氏(阪大病院医師)
- 「原糸内被曝」

労組訪問内容

- ◎ 一班 全港湾大阪支部米運分会(一日労休)、診療所健診活動に参加
- ◎ 二班 診療所健診活動に参加、全金大阪垂鉛支部(職場見学)、全港湾大阪支部加藤運輸分会
- ◎ 三班 全港湾大阪支部大商運輸分会、全金田中機械支部(泊)、*運分会(一日労休)
- ◎ 四班 全港湾大阪支部塩田送分会(職場見学および労休)

可能なのかといった点まで含めて、健診活動への参加等を通して考えてゆきたい。

第二点は、体験労働や職場、作業見学を通して不断我々の目には決して触れることのない労災、職業病の発生現場を実際に見て体験することである。利潤追求第一の資本主義社会で、労働者は労働力のみならず生命と健康をも切り売りしている。労災、職業病が多発する職場を具体的に見、実際に体験し、またそこで働く労働者との交流を通してその現実を理解できるだろう。

第三点としては、南大阪の労働運動の質に学ぶということである。先進的、戦闘的な労働運動とよく言われる南大阪の労働運動であるが、具体的に労働者、労働組合との交流を通じて一体何が先進的であり、戦闘的であるのか我々がつかみ、同時に何よりもそれを支えている特質、即ち職場内、地域内での労働者の団結、人間関係のあり方から我々の運動をとらえ返してゆきたい。」

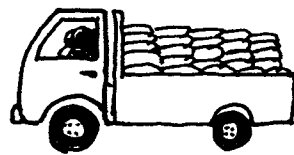
こうした観点から、診療所健診部の職場健診活動を含めた、労災、職業病を中心としたコース、そして争議組合を含めた、労働運動そのものとの交流を中心としたコースを作り、更にそれぞれのコースには、できる限り体験労働の期間を加え、労働者との交流を深めた。

今年も、関東でも医学生を対象としたフィールド合宿が行われたこともあって、関東方面からの参加者はなかったが、関西の各大学からは、薬学部、文科系学部を含め、学生生活家に限らず広い参加者があつた。そして、その交流の中で、学内での自治会運動も含めた活動の困難な状況に対する闘いの進め方にまで討論の域は広がった。

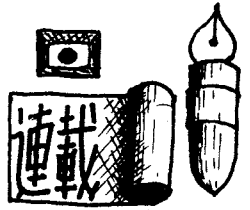
参加者の感想報告、各サークルの活動報告を含めたパンフレットを作成し、今後の医学生、学生の運動に役立ててゆきたいと思つている。最後に御協力下さった労組の方々、講演をお願いした全金の要氏、阪大の田代医師に心よりお礼申し上げます。

全通西大阪支部、全金大阪支部
鉛支部

。五班 全金工し。ポン支部、住友電
工労仲者有志(此花労仲者セン
ター)、全石油ゼネ石労組、全
金田中機械支部(直)



パンフ
●フィールド合宿報告集●
10月中旬発行予定
現在作製中



80年代医療の動向と我々の任務

(第六回) 労災職業病研究会 松浦良和

③ 開業医層の危機感の

増大と日医の動向

既述した医師数の増加の波をモロにかぶる開業医層にとっても、今後の見通しはかなり悲観的にうけとめられている。大病院中心の医療技術が主流を占める中で、開業医にとっては、医療技術面でとり残されるという危機感がある。またこの間の政府、マスコミ一体となった悪徳開業医キャンペーンもあいまって、患者の大病院指向、開業医離れの傾向がつづいて、患者数の頭打ち傾向もおこってきている。更には、経済的には今回の健保及び点数改正はかなり大幅な減収をもたらしており、既に実施されている医師優遇税制の廃止も加わって、収支が急速に悪化し始め

ている。この様な八方ふさがりの情況は、今後も改善は困難なところか、行政改革を名目にした福祉切り捨て政策が押し進められる中で医療費の抑制策も更に一層強力に実施されることが予想され、事実、老人医療の有料化は既に次期国会上げが目まわっている。更に、各地の医師会が事実上新たな医療機関の進出を妨ぎ既得権を守るために作ってきた適正配置委員会に対する独占法違反の摘発指導も出されてきた。

これらの一連の開業医の地盤沈下について、武見の指導する日本医師会の最近の影響力、指導力の低下は著るしく、事実上武見は引退同然であり、ポスト武見については混とんの極にある。特に今回の健保点数と薬価の改訂については、当初政府の

打ち出していた二割の引き上げという机上の計算に見事にだまされ、実際は開業医では軒なみ一〇%近い減収となっていることから、この改訂を容認した日医指導部に対する下部医師会での不満は正に爆発寸前である。これらの一連の開業医をとりまく情況の悪化に対応するのに、一つは保守的に対応する動きがあり、これは、既得権を守るため大病院の進出に反対し、自分達の小さな城を守ることのめん目を奪われている傾向であり、これは徳洲会病院に対するヒステリックな反対を行った医師会が世論の袋だたきにあつた様に、最早通用するやり方ではなくなりつつある。もう一つは、開業がダメなら病院へと、かなり無理をして病院化を行ったり、あるいは中小病院が大

病院へ増改築を行ったりする傾向であり、これは無理な借金をかかえこむことにより、富士見病院でやられた様な極端な営利医療に陥入るか、あるいは倒産してしまいかといつた末路をたどることも多い。一方これらの誤った方法をとらずに、地道に開業医の生き残る道を模索する試みも各地で行われ始めている。その一つは、主として郡部で行われている

医師会病院の建設であり、既に全国で四三のオープンシステムの医師会病院が建設され、更に、一〇〇の医師会がこの医師会病院建設に意欲を示していることである。今回の健保点数改訂にも、このオープンシステムの病院へ出張して患者を診察した時に算定される指導料が一举に二倍に引き上げられ、日医の方針と

しても、積極推進をはかる構えである。また、都市部では、休日急病診療所への協力体制がかなり積極的に行なわれるようになり、従来の殿様のな特権にあぐらをかいたやり方はこの面でも通用しなくなってきた。良心的開業医層の役割も重要になりつつある。このような状況の変化を考えれば、労働組合が健保組合という立場で、企業と一体となって開業医との対立関係に陥入っていることは正しくない。

悪徳開業医が存在していることは事実であり、この点での批判、監視は一層強めることが必要であるが、日本の医療の底辺を支え、最も多数の患者を日々診療している開業医層全体を労働者の敵と見なすやり方は

決して正しくなく、むしろ、いかにして多数の良心的開業医を労働者階級の側へ近づけるかという観点から労働者自身の医療政策を立てることが必要とされている。これまでの日医の反動的指導が底辺の開業医から見放されようとしている現在がそのチャンスであるにも関わらず、残念ながら労働団体は自らの医療費支払例という健保組合の狭いワケ組みの発想から抜け出せず、本来のよい医療を受けられるべき立場にある労働者としての発想を失っているのは極めて残念な事態である。

④他の医療従事者の動向
看護婦、保健婦、助産婦についての今後の推移については、図13に示

九月下旬発行！
編著……京大・阪大労災職業病研究会

労職研運動

労働者とともにありむ 医師・医学
生運動九年の総括！

領価：一〇〇〇円
送料：三五〇円
申し込みは
安全センター

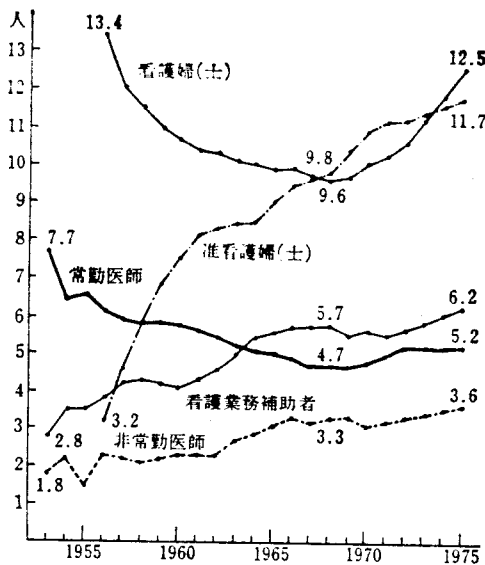


図15 100床あたりの病院の医師・看護員数の推移
 (資料) 厚生省「医療施設調査」

表12 病院の従事者数の推移(開設者別)

	1960年	1965	1970	1975
国(厚生省)	41 844 (100)	43 856 (105)	47 695 (114)	52 652 (126)
都道府県	31 713 (100)	39 765 (125)	46 857 (148)	59 533 (188)
市町村	52 500 (100)	68 929 (131)	80 866 (154)	95 501 (182)
医療法人	45 370 (100)	81 404 (179)	123 482 (272)	165 241 (364)
個人	42 445 (100)	71 909 (169)	108 172 (255)	124 582 (294)

(資料) 厚生省「医療施設調査」
 (注) ()内は、1960年=100とした指数。

これまでの目次

- (1) 国民医療費の動向 (一月号)
- (2) 医療産業の動向 (二月号)
- (3) 医療供給体制の動向 (四月号)
- (4) 健保財政赤字と健保改悪の動向 (五月号)
- (5) 医療従事者の動向 (六月号(今号))

まゝ 図13は前回(6月号[No.86])掲載

極端な低滞が明らかであり、やはりこの間の病院増が私的資本にいかん依存してきたかを如実に示している。これらの医療従事者の労働条件の推移については、主に看護婦のニッパチ闘争を軸にして改善闘争が闘われてきたが、医療従事者の組合組織率は極めて低率であることや、中小病院や個人診療所における労働条件の劣悪さは未だに改善されておらず、また医療従事者が職種ごとにかく分断差別されていることもあいまつて、医療労働者の団結は極めて困難な状態におかれている。

しておいたが、正看、准看ともに引き続き今後も急速に増加することが見込まれている。それに伴う、病院における一〇〇床当りの従業員数の推移を図15に示すが、一九五六年頃を境に看護婦数の急速な増加が起ってきている。とりわけその増加の中で主要な部分を占めてきたのが准看護婦であり、これは結局、医療の合理化がおし進められた結果といえよう。しかし、一九六八年以後は正看護婦数も増勢に転じ、再び准看と肩

を並べるようになってきているが、これも一時的な現象であり今後の予想では再び准看数が正看数を上回る可能性が大きい。その他の医療従事者の動向については詳しいデータがないため詳細は不明であるが、その中でも最も増加の著しいのは臨床検査技師で、一九六〇年の一〇〇床当たり〇・七人から七五年の一・八人と二・六倍に増加している。次に表12に開設者別の病院医療従事者数推移を示したが、ここでも国立病院の

前線かち

森川「自殺」労災

業務上認定

かちとする

南大阪

八、二四認定勝利

報告会も

全国一般労ノ屋労組

八月一七日、森川氏「自殺」労災の業務上認定が決定した。

森川氏は、昨年九月出勤途上で交通事故にあい、むちうち症に患り通勤途上災害として治療を続けていたが、三ヶ月経った十二月二十日、自宅でガス管をくわえ「自殺」した。今年二月に

相談を受けた安全センターは、森川氏の所属していた全国一般大阪地連労ノ家労組、「自殺」当時主治医の松浦医師、更に精神科医共闘の医師の協力を得て、三ヶ月余りの念入りな準備作業を行ない、五月二八日に天王寺労基署に労災申請を行った。申請に際しては、

安全センター運営協議会で全面的に応援するとの確認をとり万全の体制で臨んだ。監督署も重大な問題ととらえ申請時には労災課長以下五人の署員が出席し、白紙の状態から慎重に調査していくとの姿勢が述べられた。その後、二回の交渉を行ない、署の調査からも労災の可能性が強いことがはっきりしてくるなど、一貫して有利な状況が続く中で、最終的に業務上の決定が下された。

「自殺」が労災と認められた例はほとんどなく、労働行政の常識としても「自殺は理性的な死亡であるから労災とは認められない」となっている。森川氏の場合には準備作業を進める中で、「むちうち療養中の過程に「うつ病」とみられる症状が数多くみられ、事故による

むちうち症が原因で強度の「うつ病」にかり、理性的な判断を失い、自ら生命を断つに至ったことが判明し、この考え方に基づいて事故「うつ病」「自殺」の因果関係を認めよと主張したものが下された。業務上の決定が下された背景には、うつ病のような精神病が医学的に病気として認められるようになってきており、労働行政としても「自殺は理性的な死」として簡単にかたづけることができなくなっているという状況も考えられる。

しかし、森川氏の場合でも会社の事務員が監督署に聞いた時点では、署員が労災にはならないと答えており、慎重な準備作業と、当該労組、安全センターの全面的な応援体制の下で交渉が進められたことが最も大きな勝利の要因であろうと思わ

れる。

芦ノ家労組では、八月二
四日に認定勝利報告会を予
定しており、森川氏の件は

かりでなく、労災、職業病
の問題を組合員に認識して
もらおうと努力している。

働行政側も当初はこの資本
側の氣勢に押されるように
「日本では例がない。困難だ」
と逃げの姿勢ばかりが目立
った。しかし、分会を中心



南大阪

名村造船

安田氏のマンガン中毒

日本で初の認定

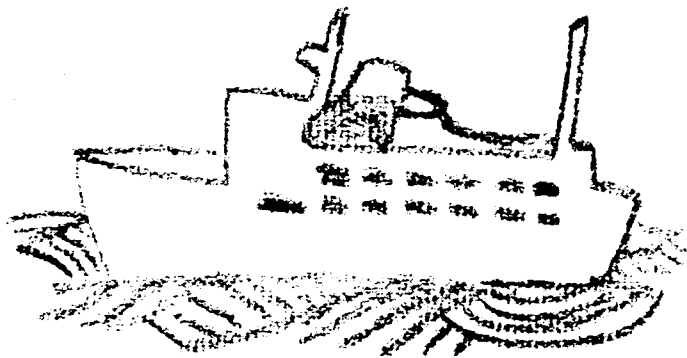
全港湾建設支部 名村分会

前号でも一部記載した通
り、七月七日、大阪労基局
は、全港湾建設支部名村分
会の安田氏のマンガン中毒
性パーキンソン症を認め、
労働災害として認定するこ
とを遂に正式決定した。こ
れは七九年の申請以来二年
余にわたる粘り強い闘いの
大きな成果であり、造船所

におけるマンガン中毒の日
本における最初の認定とい
う画期性に加えて、分会が
今後名村造船資本を追い込
んでいく大きな足掛りとな
るものである。名村資本が
安田氏の症状を私病視し、
労災申請に対しては「造船
工業会をあげて対抗する」
と説明したのをはじめ、労

として、全港湾、安全セン
ター、松原診療所等のスク
ラムは行政をじわりじわり
と押し込み、大衆交渉の積
み上げ、マンガン濃度模倣
実験の成功などについて寄
り切ったのである。

しかし、労災は認めたも
のの阿倍野労基署は新たな
攻撃を行なってきた。それ
は安田氏が一昨年に「軽労
働可」の診断書を名村造船
に提出していることを理由
とする、休業補償の不支給
決定処分である。これに対
し分会を中心として現在こ
の不当処分を撤回させるべ
く闘いの準備が進められて
いる。



南大阪

いかだ労働者の脳血栓

阿倍野労基が業務外認定

反労働者的処分に対し闘いの準備を！

・全港湾大阪支部阪上港運分会・

八月初旬、大阪阿倍野労基署は、全港湾大阪支部阪上港運分会の田端氏の脳血栓症につき、「業務外」の認定を行なった。前号でも触れたように、田端氏は昨年六月に軽い脳血栓症を発症し、十一月まで休業した経過があり、分会、及び支部安全委員会では、同氏が今年の三月に再発作を起したのは、体調が極めて悪く、

販薬を続けなければならぬような状態であったにもかかわらず、いかだ労働者にもっともつらい冬場の仕事を無理をおして行なったの

や、松浦診療所新井医師の意見書等を提出し、早期の労災認定を求めていたものであるが、阿倍野労基署が交渉の経過を無視して今回の結論を出したことは極めて問題があり、以前同じいかだ労働者である寺岡氏の心筋硬塞死に対する闘いの経験を踏まえ、今回の反労働者的処分に対する闘いが現在準備されている。

が原因であると主張しているものである。これまでの交渉において、支部、分会、安全センターの共同意見書

南大阪

合宿

大阪府被災労働者同盟が 職場・社会復帰へ 本格的とりくみを



八月一、二日、大阪府被災労働者同盟は、高野山の浦診療所から二名の針灸師ふもとの民宿で湯治を兼ねての合宿を行なった。参加

者は二十人近くになり、松浦診療所から二名の針灸師も参加した。大阪から一時間半電車に

ゆられて着くと、早速交替で温泉につかり旅の汗を洗い落とし、すっきりしたところで学習会を行なった。安全センター常任が講師となり、現在の被災労働者を取りまく情勢と、社会復帰の講演が行なわれ、議論が交わされた。講演、討論は針灸師に針を打ってもらいながら参加するというなどやかな雰囲気の中で行なわれたが、増々厳しくなる状況と、それを打破するため必要が痛感された。学習会のしめくくりとして、出口会長より厳しい状況をふまえて被災者同盟として職場、社会復帰の問題に本格的にとりくんでいこうとのあいさつがあり学習会を終了した。

温泉に入ったり、針灸治

療を受けたり、野山を散歩 きたい同盟員どうしの親睦
したりして翌日午後までの を更に深めることができた。
んびり過ごし、日常ではで

島 原水禁広島大会 広 岩佐訴訟支援の声

さくらに大きく

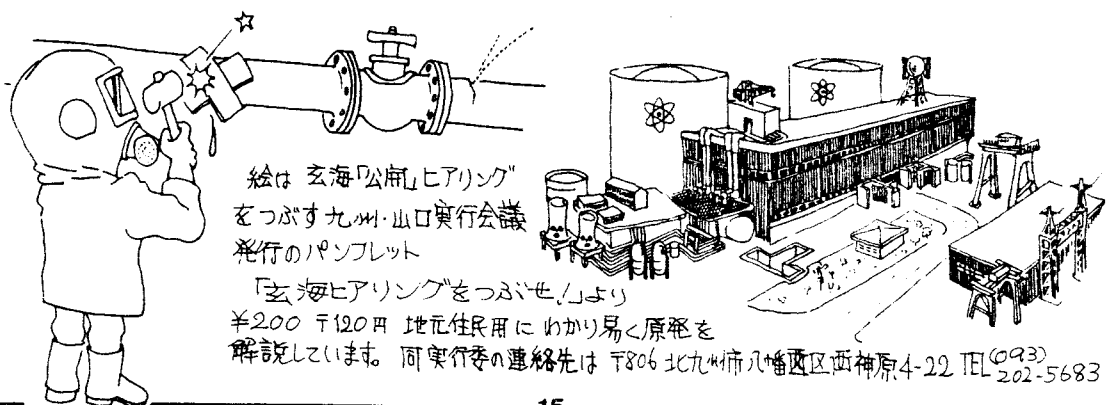
求められる被曝労働に対する正しい方向性

・山石佐訴訟を支援する会

八月六日に行われた原水 動きが出てきている。しか
禁広島大会で「労働者被曝 し、原発内労働者自身の被
の美態と労働運動」分科会 曝に対する闘いが未だ、岩
が開かれた。岩佐訴訟大阪 佐訴訟のみである現状の深
地裁判決が大々的に報道さ 刻さが計らずもこの分科会
れ、敦賀の事故発覚以来被 の討議に出てきたといえよ
曝問題がクローズアップさ う。

れる情勢の中で、電力労連 福島県の報告や釜ヶ崎の
が下請労働者被曝問題に取 報告など原発内労働者の現
り組みを始めるなど様々な 状が明らかにされたが、そ

れらに対する闘いの方向が 明確なものにはならず、岩
佐訴訟闘争全国化の方向が 確認されただけであった。
これまで放射線量評価の基 準とされてきた広島、長崎
の評価の誤りが明らかとな る論文が発表され、今まで
の年間五レムという許容線 量の基準が科学的に崩れる
という有利な条件が出てき ている中で、そうした問題
も含め新しい方向を定めて いく必要があるだろう。
また、九月二八日午後一
時から大阪高裁二〇二号法 廷で開かれる岩佐訴訟第二
回法廷へ向け支援する会
は、傍聴支援行動を強く呼 びかけている。



絵は 玄海「公麻」ヒアリング
をつぶす九州・山口実行会議
発行のパンフレット
「玄海ヒアリングをつぶせ！」より
¥200 円120円 地元住民用により易く原形を
解説しています。 同実行委の連絡先は 〒806 北九州府八幡区西神原4-22 TEL (093) 202-5683

松原労災

センターの主張事実を

労基署も確認

此花労働者セ、ノター

八月五日、此花労働者センター、朝鮮総連西支部、関西労働者安全センターの三者は、西野田労基署と三回目の交渉をもち、福島区にある浪速通運の従業員であり、(株)レンゴーへの出向用員であった松原重男氏の脳卒中につき、早期に労災認定するよう要請した。

労基署側は前回提出された意見書(労災の原因を五項目にわたって示している)が独自調査によってもほぼ裏付けられていることを認め、更に、我々が労災の要

因として重視している「フオークリフト免許取得のため勉強」についても、会社のように「本人の希望によるもの、勝手にやっていたもの」ではなく、「昨年

末の人員合理化で免許がなければ職を失いかねない状態があった」ことを認めた。労基署側が基本的な事実関係をほぼ認めため認定闘争は我方に有利に展開してきているが、交渉に出席していた次長が「めずらしいケース」と発言したことに対して紛糾したことに見られるように、署側の基本姿勢はまだ極めて中途半端なものであり、今後更に大衆的な要請行動が不可欠と思われる。

分職対協、新居浜医療生協、阪神医療生協、兵庫県労働者医療生協、港町診療所(神奈川県)をはじめ、各地の団体病院、診療所であった。今回の交流会は、保険点数制度の改訂にもなつて経営悪化が予想されることから、それにどう対処していくか、ということを開かれたものであり、まず各地から活動状況、経営状態―例えば入院患者の多いところは今回の改訂によって大きな影響を受けている―等の報告があった。

全国

各地の医療機関が 松浦診療所で交流 交流の輪を広げよう!

七月一八日、大阪市港区の松浦診療所において各地の医療機関が集まり交流会が行われた。参加者は、大

交流会で確認された主要内容としては、①この交流会を継続していき、情報、意見交換の場にしていくこと、②各地の他の医療機関にも呼びかけて交流を拡げていくこと、③次回にはより詳しく保険点数制度について話し合う、という三点

夏期カンパへの御協力 ありがとうございます

6月中旬からこの間、夏期カンパの御協力をお願いしてきましたが、8月20日段階において下記の通りカンパが寄せられています。温に御支援、本当にありがとうございました。

現在、「行政改革」等、攻撃が強まる中、労働行政の中にも反動化のきざしとも思える対応が見えており、これらに対する警戒心をより強め、闘いを進めていく決意です。

今後とも更なる御支援、御協力をお願いし、お礼の言葉と致します。



◎ 8月20日まで 931,668円

であった。
 次回は九月十九日に会合
 がもたれる予定であるが、
 中小病院、開業医の切り捨
 て、私的大病院の育成とい
 う政府方針や、老人医療の
 改悪、患者負担増等、労働
 者、地域住民の立場に立つ
 医療機関にとっても状況が
 厳しくなる中において、こ

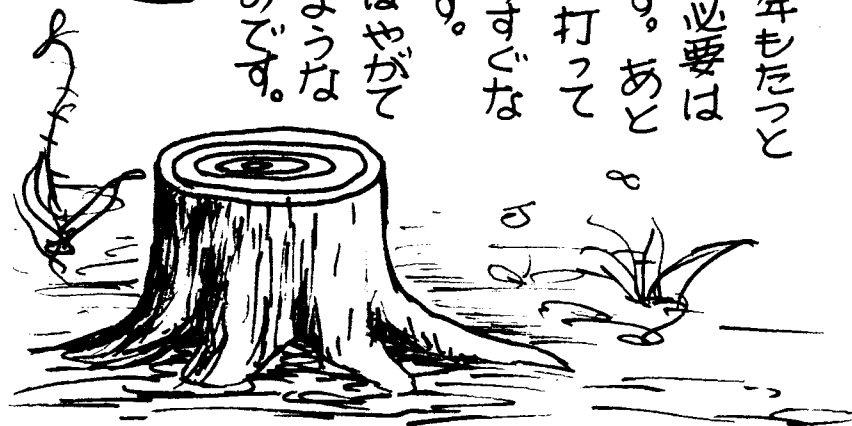
の交流会のもつ意味は大き
 く、今後の発展を期待した
 い。

杉の木は五年もたつと

夏の草刈りの必要は
 なくなります。あと
 は時々枝を打って
 ふしのないますぐな
 木に育てます。

そうすればやがて
 天を射抜くような
 大木になるのです。

5周年 ひとこと
 番外
 7-11 実 学生M君
 南所当時僕は1歳
 5周年も向かえた
 今年僕は4年生
 (!?)



七月の新聞記事から

七・一

大阪地裁は七八年の泉佐野港での転落死を自殺でなく事故と認定し、保険会社に対し四千六百万円を遺族に支払うよう命じた

七・十一

丸山ワクチンの薬効否定(中央薬事審議会)

七・二

小児水俣病判定に新条件(環境庁通知)

七・十三

北区の出版社で爆発事故、女子従業員二人がガラスの破片で負傷

七・三

淀川区にある三洋ビデオ工場で爆発事故があり有毒な塩酸ガスが噴出、この爆発で四人がやけどを負った

七・十四

「横田基地公害訴訟」―夜間飛行差し止め却下(東京地裁)

七・四

尼崎にある鉄工会社の独身寮で同社員が集まりパーティー開催中、社員の一人が床にころび、もっていた一升ビンの破片が胸に刺さり重体

七・十九

枚方の小学校で理科実験中、爆発が起き児童五人がケガ

七・七

「石油訴訟」が和解(東京高裁)―「消費者の会」と日本石油など六社

七・二六

岸和田で電柱に登って作業中、電気作業員が感電死

七・一〇

政府がPCBの焼却海域を南太平洋に極秘決定していたことが明らかになる

七・三〇

川崎製鉄(千葉市)で解体作業中、三百トンのクレーンが落下し一人死亡、三人が重軽傷

基準の七百倍以上の高濃度亜鉛をたれ流していた堺市の化学工場が摘発される

ダイハツ労組(池田市)役員選挙の「六〇人推薦制」は不平等であるとして、大阪地裁は選挙の禁止を命じる決定を下した

昭和50年10月29日
第三種郵便物認可

「関西労災職業病」

8月号（通巻第88号）

昭和56年8月20日発行

（毎月一回20日発行）

- 表紙写真
診療所開設5周年集会のもよう

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株) 千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋3-5-28